

諸塚村行財政改革大綱 2011
(平成23～27年度)

平成23年3月

諸 塚 村

「諸塚村行財政改革大綱2011」の策定にあたって

本村は、厳しい行財政状況の中で、村政運営のより一層の簡素化、効率化、重点化を図るために、昭和60年から五次にわたり、行（財）政改革大綱を策定し、行財政改革を推進してきました。

しかしながら、少子・高齢化の進行や経済・財政状況の悪化など、地方自治体の運営はますます厳しい状況となっています。また、地方分権社会の進展の中で、自治体の自主的・自立的な運営も強く求められています。

このような状況の中、多様化する行政需要に対応するためには、今後とも徹底した行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、本村では新たに「諸塚村行財政改革大綱2011」を策定し、引き続き、諸塚村行財政改革推進本部を主体に、行財政改革に取り組むことといたしました。

行財政改革に完結はなく、試行錯誤を伴うものでありますが、今後とも、行財政の合理化に努めるとともに、自立の村づくりを進めるための創意工夫を怠らず、住民福祉の向上を図ってまいります。

本大綱の基本方針であります「自立可能な簡素で効率的な行財政の確立」に、村民の皆様のお一層の深いご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回の大綱の策定にあたり、貴重なご意見やご協力を賜りました諸塚村行財政改革推進委員の皆様をはじめ、多くの関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

諸塚村行財政改革推進本部長
諸塚村長 成崎孝孜

目 次

1 行財政改革の基本的な考え方	1
(1) これまでの行財政改革の取り組み	1
(2) 本村を取り巻く現状と行財政改革の必要性	1
(3) 行財政改革の基本方針	1
(4) 行財政改革の実施期間	1
(5) 行財政改革の実施計画の策定	2
2 行財政改革の実施方針	2
(1) 職員の意識改革	2
(2) 事務事業の見直し	3
① 事務事業等の整理合理化	3
② 補助金等の整理合理化	3
③ 事務処理の簡素化	4
(3) 組織・機構の見直し	5
① 行政組織の簡素合理化	5
② 事務・事業の民間委託推進	5
(4) 第三セクター等関係	6
(5) 定員管理及び給与の適正化	7
① 適正な定員の管理	7
② 適正な給与の管理	7
(6) 行政情報化の推進	8
(7) 行政運営の公正確保と透明性の向上	9
(8) 経費の節減合理化と財政の健全化	9
① 経費の節減合理化	9
② 財政の健全化	10
(9) 公共施設の設置及び管理運営の合理化	10
(10) 公共工事の適正化及びコスト縮減	11
(11) 広域行政の推進	11

諸塚村行財政改革大綱 2011

1 行財政改革の基本的な考え方

(1) これまでの行財政改革の取り組み

本村においては、昭和60年に策定した「諸塚村行政改革大綱」をはじめ、改訂を含め、これまで五次にわたり策定した大綱に基づき、行政改革を推進してきた。

平成19年には、行政改革に加え、財政改革も一体的に推進していくことが必要であることから「諸塚村行財政改革大綱2007」として、その実施期間を「第4次諸塚村総合長期計画」の計画目標年次に合わせ、平成19年度から22年度までの4年間とし、厳しい行財政状況の中で、村政運営のより一層の簡素化、効率化、重点化を図るため、引き続き、行財政改革に取り組んできた。

また、平成17年には、平成17年度から21年度までを計画期間とする「集中改革プラン」を策定し、行政改革大綱の中の最も重要な部分である財政、職員の定員管理、事務事業の改革を集中的に行う計画と位置付けて取り組んできた。

(2) 本村を取り巻く現状と行財政改革の必要性

国全体の少子・高齢社会の進展や経済・財政状況の悪化に鑑み、地方自治体も厳しい財政運営となっている。また、昨今の地方分権社会の進展の中で、自治体の自主的・自立的な運営も強く求められている。

このような厳しい行財政状況の中であるが、多様化する行政需要に対応するためには、今後とも、徹底した行財政改革に取り組む必要がある。

(3) 行財政改革の基本方針

今回策定の『諸塚村行財政改革大綱2011』については、住民福祉の増進を尊重しつつ、最小の経費で最大の効果をあげるよう「自立可能な簡素で効率的な行財政の確立」を目指す。

(4) 行財政改革の実施期間

大綱に基づく行財政改革の実施期間は、「第5次諸塚村総合長期計画」の計画目標年次(平成23年度～平成32年度まで)に合わせ、平成23年度から、その中間年度にあたる平成27年度までの5年間とする。

なお、実施期間中及び実施期間を超えて取組まなければならない行財政課

題については、見直し改訂を行うとともに、新たな視点に立って継続して行財政改革の推進に努めるものとする。

(5) 行財政改革の実施計画の策定

行財政改革の基本方針に沿って、目指す行財政運営を実現していくために、具体的な行財政改革の内容を記した実施計画を策定する。

2 行財政改革の実施方針

(1) 職員の意識改革

(現状と課題)

複雑・多様化する行政課題に対応していくためには、限りある財源や職員を最大限活用し、より効率的かつ効果的な行財政運営に努めなければならない。

そのためには、職員一人ひとりが意識改革を行い、行政の役割を認識することが強く求められている。また、政策形成等の能力開発のため、職員研修を充実する必要がある。

(実施方針)

職員自らが自己啓発に努め、行財政運営についての意識改革を図る。また、人材育成の目的や方策等を明確にし、長期的かつ総合的な観点から職員の能力開発を効果的に推進するよう努める。

- ア 職員の能力開発・意識改革に努めるとともに、能力の適正な評価を行う。
- イ 職員研修の充実（宮崎県町村会の研修支援事業や宮崎県市町村職員研修センターとの連携。）
- ウ 研修の対象者やプログラムの枠を広げ、平等化を図る。
- エ 小集団活動の採用（重要な課題については、課の枠を超えたプロジェクトチームを編成しその解決にあたる。）

(2) 事務事業の見直し

① 事務事業等の整理合理化

(現状と課題)

本村の財政は、自主財源の比率が低く財政基盤が脆弱であるため、国県支出金や地方交付税に依存した財政運営となっている。

国県の財政再建が進められている中、より一層厳しい財政運営状況となっている。

このような中、村民の行政に対する多くのニーズに呼応するには、徹底した事務事業の見直しを図り、財源の重点的・効率的な配分をさらに行う必要がある。

(実施方針)

常に「最小の経費で最大の効果を上げること」は、行政の永遠の課題であり、以下の事務事業については、そのあり方をさらに探求し、廃止・縮小・統合等の整理合理化を行う。

- ア 事業目的が達成され、事務事業を実施する役割が薄れていないか。
- イ 事業の目的が効果に結びついているか。
- ウ 事業の根拠が（国・県・村の法規、例規に基づき）明確であるか。
- エ 事業対象は、目的からみて妥当で、特定の団体や個人へ受益の偏りはないか。
- オ 民間・地域等で取り組める可能性はないか。
- カ 事業効果をさらに上げるため、事業内容の改善余地はないか。
- キ 類似事業はないか。ある場合は、統合できないか。
- ク 効率的に行うため、事業内容に廃止や縮小の可能性はないか。
- ケ コスト低減の可能性・改善策はないか。
- コ 受益者から負担を求めて行う可能性はないか。
- サ その他今後の事業進捗の状況等を踏まえて見直しの可能性はないか。

② 補助金等の整理合理化

(現状と課題)

補助金等は、本村財政にとって大きな比重を占め、産業振興や住民生活上也重要なものとなっているが、近年の社会経済状況の復調が見込めない中では、本村の財政運営もより一層厳しい視点で行わなければならない。

このため、各種補助金等については、事務事業の整理合理化の一貫として徹底した見直しを行う必要がある。

補助年限の設定はもとより、年限にかかわらず、常時の確認を行い、補助金の適正化、公平化を図る必要がある。

(実施方針)

新たな施策を展開するため、行政の責任分野、経費負担の在り方、行財政効果等の観点から、その在り方を検証し、以下の点を考慮して、廃止、縮小、統合等の整理合理化を行う。

- ア 事業の目的や実施内容が、村民の福祉向上につながる公益性のあるものか。
- イ 事業の目的は、総合長期計画と整合しているか。
- ウ 事業の目的が、今後の社会経済情勢の変化を踏まえても、ニーズが高い分野であるか。
- エ 補助の必要性があるか。
- オ 補助の公平性が保たれているか。
- カ 事業効果が認められ、広く村民に波及するものであるか。
- キ 補助率及び補助金額が妥当であるか。
- ク 補助金交付要綱等の定めに沿い、手続きが明確であるか。

③ 事務処理の簡素化

(現状と課題)

本村では、従来から国の法律や政令・省令に基づく許認可等の事務について、事務処理の簡素化に努めてきている。

今後も、村民の負担軽減と事務処理の迅速化に努める必要がある。

(実施方針)

村民サービスの向上、行政事務を迅速かつ的確に処理する観点から、事務処理の簡素化及び社会経済情勢の変化等により、必要性の薄れた会議等の在り方の見直し等を推進する。

- ア 申請等の簡素化
- イ 電子文書の活用促進
- ウ 会合等の整理合理化

(3) 組織・機構の見直し

①行政組織の簡素合理化

(現状と課題)

行政組織については、多様化・高度化している村民の行政需要に対応しながら、見直しを行ってきたところである。

今後も、時代に即した住民サービスを提供するため、組織の効率化を図る必要がある。

(実施方針)

単に行政サービスの供給主体にとどまらず、村全体の状況を把握し、必要な対応をしなければならない。

このため、村行政（職員）は経営感覚の高揚をより図り、多様化・高度化する行政需要に的確に対応しながら、行政組織の整備に取り組む。

ア 行政組織・機構の見直し

イ 行動力を高める組織機構の構築

②事務・事業の民間委託推進

(現状と課題)

本村では、事務・事業の簡素化、整理合理化を図る観点から、公共性及び行政責任の確保、経済性を十分に考慮した上で、業務の民間委託（指定管理者制度含む）を推進している。

社会経済情勢の変化に伴い、行政需要は増え、職員は削減という流れの中、事務・事業の効率化、村民サービスの維持向上を図るため、積極的かつ計画的に民間委託（指定管理者制度）を検討し推進する必要がある。

(実施方針)

行政事務の中で民間委託の可能な事務・事業については、行政と民間が相互に連携して取り組むことが重要である。

その連携のための環境づくりを推進するとともに、既に民間委託（指定管理者制度含む）しているものについては、効率性や経済性、また、住民サービスが十分に提供されているかの点検を行う。

ア 民間委託の検討と推進

イ 指定管理者を含む民間委託状況の点検と指導

ウ 各種団体の育成

(4) 第三セクター等関係

(現状と課題)

第三セクター等関係団体は、民間の効率的な経営手法を活用し、公共的事業を柔軟かつ機動的に推進することによって、村政の円滑な運営が期待されている。

中でも、(財) ウッドピア諸塚については、村の行財政に与える影響が大きいことから、その運営に係る見直しを随時行ってきている。

今後も社会経済情勢の変化に即応し、コスト感覚を持ち、またスピードを持って取組むことにより、村民の満足度を向上させるよう経営体制を強化する必要がある。

(実施方針)

第三セクター等の見直しについては、本来各団体が自主的に運営の効率化等に取り組むべきものであるが、村行政と密接な関係を有するため、その適正な運営が図られるよう団体の自主性に配慮し、次の考えに基づき、運営及び経営体制の強化を促す。

ア 運営の改善、組織の効率化 (自主・自立の促進)

イ 行政関与の縮小・廃止

(5) 定員管理及び給与の適正化

① 適正な定員の管理

(現状と課題)

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、簡素で効率的な行政体制を確立するためには、適材適所の職員配置を行い、定員管理の適正化を推進する必要がある。

職員数の推移 (各年度4月1日現在)

(単位：人)

部門 年度	一般行政	特別行政	公営企業等	合計
平成19年度	46	11	21	78
平成20年度	42	11	20	73
平成21年度	42	11	19	72
平成22年度	43	10	20	73

注) 特別行政とは教育部門、公営企業等とは病院、国保及び介護部門をいう。

(実施方針)

今後さらに高度化・多様化する行政ニーズに対して、厳しい行財政環境のもと、限られた職員で柔軟かつ弾力的に対応するため、より一層適正な定員管理に努める。

また、次の点を十分に考慮しながら推進する。

- ア 事務事業、組織機構の見直しを行い、職員の適正な配置を行う。
- イ 民間委託等の可能な職種、業務については、民間委託を検討することとし、職員は重点事業部門に配属するなど人事の効率化を図る。
- ウ 所掌事務を点検し、相互に協力し合って業務に当たる。

② 適正な給与の管理

(現状と課題)

本村職員の給与は、国家公務員と比較して適正な数値を示すよう、的確な管理・運用に努めてきている。

給与は、その財源を税金により賄われていること、また、その経費が義務

的性格を有しており、財政運営に与える影響が大きいことから、村民の理解と支持が得られるよう、今後とも適正な給与の管理に努める必要がある。

ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

年度	区分	
	諸 塚 村	県内市町村平均
平成19年度	89.0	97.2
平成20年度	90.2	97.7
平成21年度	90.0	98.0

（実施方針）

人事院勧告及び国の公務員制度改革の動向と合わせて取組み、適正な給与管理に努める。また、職員力を高める給与制度の構築を推進する。

（6）行政情報化の推進

（現状と課題）

近年の情報通信技術（IT）の進歩は著しく、村ではこれらの情報化社会情勢の変化に的確に対応し、行政サービスの向上に努めてきている。

全職員に共通する各種行政情報の伝達を行うため、庁内LANの構築を行い、庁内事務の簡素効率化を図ってきた。

今後も、さらに行政サービスの向上や事務事業の迅速化を図るため、OA環境の整備を推進する必要がある。

（実施方針）

現行の電算システムを評価し、セキュリティを十分確保しつつ、各種システムの利活用に取り組むとともに、事務処理の電算化、電算システムの改修・再構築に努め、事務の効率化及び経費の削減を図る。

また、村民に各種行政情報を提供するため、光ファイバーケーブルやブロードバンド等を活用した全村情報化の取組みを行う。

(7) 行政運営の公正確保と透明性の向上

(現状と課題)

本村では、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例（平成8年条例第36号）に基づき、許認可等行政手続きの迅速かつ適正な運用に努めてきた。

今後、さらに同条例に基づき、適正な行政運営に努める必要がある。

(実施方針)

行政手続きの適正化・透明性の確保をさらに向上させるため、条例に基づいた運用を行い、村民の権利・利益の保護に資するため、分かりやすく公正で透明な行政運営に努める。

- ア 行政運営の見直し
- イ 村政座談会を通じて情報の共有化を推進
- ウ 工事等契約手続きの見直し
- エ 情報公開の推進
- オ 個人情報保護の推進

(8) 経費の節減合理化と財政の健全化

①経費の節減合理化

(現状と課題)

従前から、職員に対し、特に経常経費の縮減に意識を持って取組む指導をしてきた。

今後も、自立の道を選択した本村として、持続可能な財政基盤を確立するため、厳しい財政事情を考慮した適正な予算編成を行い、事務の効率化と経費節減に努める必要がある。

(実施方針)

自立の永続や経費の節減合理化を進めるには、職員一人ひとりが日常的にコスト意識を持って行政運営に携わなければならない。

また、職員の意識改革の徹底を図り、村民の信頼を得ることに努める。

②財政の健全化

(現状と課題)

国・県の厳しい財政状況により、本村の財政も年ごとに硬直化している。
この現状をしっかりと認識し、事務事業評価制度による効果の把握を行い、事務事業の点検及び再構築を推進する必要がある。

(実施方針)

地方分権（地域主権改革）の推進による権限移譲などに伴う経常経費の増大や、地方交付税の削減などを十分認識し、村民の理解も得ながら慎重に事務事業を選択して健全な財政の運営に努める。

なお、大規模な公共事業等は将来的な財政への圧迫とならないよう、中長期的な見通しに立った財政状況の裏付けのもと計画的に実施する。

- ア 事務事業の評価
- イ 村債の適正管理
- ウ 基金の充実と有効活用
- エ 総事業費の抑制

(9) 公共施設の設置及び管理運営の合理化

(現状と課題)

村有施設については、従来から村民の福祉や文化の向上、また、産業の振興など多岐にわたる利活用のため、効率的設置、管理運営に努めてきている。

今後も、管理運営のあり方等について常に点検を行い、より効果的な活用を図る必要がある。

(実施方針)

既存施設は有効な活用を促進し、必要な施設は設置目的に応じた適正な整備を行う。

管理運営については、民間委託（指定管理者制度含む）を検討する。

なお、山菜加工施設等で運営主体への移管が可能であれば積極的に推進する。

- ア 各施設使用料の見直し
- イ 観光施設の一体的な管理と多面的な活用
- ウ 保育所運営の見直し

- エ 各種施設管理の見直し（民間委託の推進）
- オ 道路の維持管理の見直し
- カ 施設の効率的利用の促進
- キ 施設管理台帳の整備

（10）公共工事の適正化及びコスト縮減

（現状と課題）

限られた財源の中、多大な事業費を要する公共工事等はコスト縮減はもちろん大幅に抑制を図らなければならない状況となっている。

しかしながら、依然として要望が高い社会資本の整備を着実に進めて行くためには、公共工事の精選とコスト縮減にさらに取組む必要がある。

（実施方針）

村民の経済活動や生活の基盤となる社会資本の整備は不可欠である。適正な執行・施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるよう努める。

- ア 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保
- イ 入札参加者、または、契約者間の公正な競争の促進
- ウ 談合・その他の不正行為の排除
- エ 経済性を考慮した適正な工法の採用
- オ 契約工事の適正な施工の確保

（11）広域行政の推進

（現状と課題）

村単独では取組みが困難な事務事業については、広域連合、一部事務組合での共同処理や機関の共同設置により処理している。

少子・高齢化が進む中で、行政として対処しなければならない課題も多くなることが予想され、その中には村単独では困難な、あるいは広域処理の方が効率的な事案も考えられる。また、地方分権改革により行政の広域的な処理が求められる場合が増加している。

広域行政の取組み状況

形態	名称	構成市町村	事務内容	設置年月日
広域連合	日向東臼杵南部 広域連合	1市2町2村	ごみ処理 火葬場の設置・ 管理・運営	
広域連合	宮崎県後期高齢 者医療広域連合	9市14町3村	被保険者の資格 管理医療給付 保険料の賦課 保健事業、その他	平成19年 3月30日
一部事務組合	入郷地区衛生 組合	1町2村	し尿処理	
機関の共同設置	介護認定審査 会	1市2町2村	介護認定	
機関の共同設置	東臼杵地区広域 福祉連絡協議会	東臼杵福祉事務所 2町2村	養護老人ホーム の入所判定等	平成5年 4月1日
機関の共同設置	日向入郷地域障害 者給付認定審査会	1市2町2村	障害者の給付認 定審査	平成18年 4月1日

(実施方針)

地域社会の変化に応じて発生するさまざまな課題を解決して、住民福祉を向上させるため、事務事業やサービスの充実度の点検を行い、村単独では困難なもの、広域での処理が効果的なものについては、県全体あるいは近隣市町村との連携を図り、広域行政を推進する。

- ア 国民健康保険、介護保険業務の広域運営体制の構築
- イ 廃棄物の広域処理の推進